

## 契約条項（業務委託契約書）

- 1 委託業務の名称 医療ガス設備保守点検業務
- 2 委託業務の場所 倉吉市東昭和町150番地 鳥取県立厚生病院
- 3 委託業務の期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで
- 4 業務委託料 金 円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金 円)  
各会計年度における業務委託料の支払限度額は別紙のとおり
- 5 契約保証金 (金 円) (免除)

上記の業務について、鳥取県立厚生病院（以下「甲」という。）及び（落札者）（以下「乙」という。）は各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項により契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、両者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年 月 日

甲 住 所 倉吉市東昭和町150番地  
名 称 鳥 取 県  
鳥取県立厚生病院  
代 表 者 院 長 皆 川 幸 久

乙 住 所  
名 称  
代 表 者

(総則)

第1条 甲及び乙は、この契約(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、別添医療ガス設備保守点検業務仕様書(以下「仕様書」という。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約及び仕様書の内容とする業務(以下「委託業務」という。)を履行しなければならない。

2 乙は、委託業務を頭書記載の委託業務の期間(以下「業務期間」という。)内に履行するものとし、甲は、履行が完了した部分に係る業務委託料を支払うものとする。

3 この契約に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

4 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。

5 この契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

6 この契約及び仕様書における期間の定めについては、この契約又は仕様書に特別の定めがある場合を除き、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。

7 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるところによるものとする。

8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

#### 【契約保証金免除の場合】

(契約保証金)

第2条 この契約に係る乙の契約保証金は、これを免除する。

#### 【契約保証金納付の場合】

(契約保証金及び契約保証金の処分)

第2条 乙は、契約締結と同時に契約保証金として金〇〇〇〇〇〇円を甲に納付しなければならない。

2 甲は、乙がこの契約の内容を履行したときは、乙の請求により遅滞なく前項に定める契約保証金を乙に還付するものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第3条 乙は、この契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

第4条 乙は、甲の承認を受けないで、再委託をしてはならない。

2 甲は、次のいずれかに該当する場合は、前項の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。

(1) 再委託の契約金額が業務委託料の50パーセントを超える場合

(2) 再委託する業務に委託業務の中核となる部分が含まれている場合

(秘密の保持)

第5条 乙は、委託業務の履行に関して知り得た事項を第三者に漏らし、又は甲の承認を受けないで資料等を第三者に閲覧させてはならない。

2 乙は、委託業務に従事する者並びに第4条の規定により委託業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人(以下「従事者等」という。)に対して、前項の規定を遵守させなければならない。

3 甲は、乙が前2項の規定に違反し、甲又は第三者に損害を与えた場合は、乙に対し契約の解

除又は損害賠償を請求することができるものとする。

4 前各項の規定は、委託業務に係る契約期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

(個人情報保護)

第6条 乙は、委託業務を履行するための個人情報の取扱いについては、別記1「個人情報取扱業務委託契約特記事項」(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

2 乙は、従事者等に対して特記事項を遵守させなければならない。

3 前各項の規定は、委託業務に係る契約期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

(特許権等の使用)

第7条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている業務仕様又は作業法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその業務仕様又は作業法を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(業務管理担当者)

第8条 この契約の履行に関する業務管理担当者は、鳥取県立厚生病院事務局管財課の担当職員とする。

2 業務管理担当者は、この契約の履行に関し、この契約に定める職務のほか、次に掲げる権限を有するものとする。

(1) この契約の履行についての次条に定める乙の業務責任者に対する指示、承諾又は協議

(2) この契約及び仕様書の記載内容に関する乙の確認又は質問に対する回答

(3) 委託業務の進捗状況の確認及び履行状況の監督

3 この契約の履行に関し、乙から甲に提出する書類(11条に定める措置請求、16条に基づく請求書を除く。)は、業務管理担当者に提出するものとする。

4 前項の書類は、業務管理担当者に提出された日に、甲に提出されたものとみなす。

(業務責任者の選任)

第9条 乙は、次の事項を処理する業務責任者を選任し、その氏名を書面(様式1号)により甲に通知しなければならない。この場合において、業務責任者を変更したときも同様とする。

(1) 業務担当者の指導監督及び業務の総括

(2) 委託業務履行に関する甲との業務連絡及び調整

(3) その他この契約の目的達成に必要な事項

(業務担当者の配置)

第10条 乙は、委託業務に支障のないよう的確な業務担当者を配置するものとする。

2 乙は、業務担当者の配置替え等を行うときは、業務処理能力の低下その他支障の生ずることのないよう配慮して行うものとする。

(業務関係者に関する措置要求)

第11条 甲は、乙が委託業務に着手した後に業務責任者又は業務担当者が委託業務の履行について著しく不適當であると認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を講じるよう求めることができる。

2 乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結

果を請求を受けた日から10日以内に甲に通知しなければならない。

(委託業務の調査)

第12条 甲は、必要と認めるときは、委託業務の処理状況について調査し、乙に対して報告を求めることができる。この場合において、乙は、これに従わなければならない。

(検査)

第13条 乙は、仕様書の定めに基づき、甲に対して委託業務の完了を書面(様式2号)により通知しなければならない。

2 甲又は甲が検査を行うものとして定めた職員(以下「検査職員」という。)は、前項により委託業務完了の通知を受けたときは、その日から起算して14日以内に検査を完了しなければならない。

3 前項の規定による検査の結果、不合格のものについては、甲は、乙に対して相当の期間を定めて完全な履行を請求し、又は履行に代え若しくは履行とともに損害の賠償を請求することができる。

4 第2項の規定による検査において通常発見し得ない不完全履行で、検査合格の日から1年以内に発見されたものについては、甲は、乙に対して相当の期間を定めて完全な履行を請求し、又は履行に代え若しくは履行とともに損害の賠償を請求することができる。

(責任の制限)

第14条 甲乙双方の責めに帰することのできない理由により、乙がこの契約による義務の全部又は一部を履行することができないときは、乙は、当該部分についての義務の履行を免れるものとし、甲は、当該部分について業務委託料の支払い義務を免れるものとする。

(作業の手直し等)

第15条 甲は、乙の実施した作業が仕様書に適合していないと認めるときは、乙に対し、作業の手直し及び業務の改善を指示することができる。この場合における費用は、乙の負担とする。

(業務委託料の支払)

第16条 甲は、仕様書の定めにより乙の請求に基づいて業務委託料を支払うものとする。この場合の乙の請求金額は、別記2「支払計画表」のとおりとする。

(必要経費の負担)

第17条 乙は、委託業務の実施に必要な次の経費を負担するものとする。

(1) 委託業務に必要な機械器具類及び消耗品類に要する経費

(2) その他委託業務に附帯する経費

2 乙は、委託業務の実施に必要な次の経費について、事前に甲の承諾を得ることにより無償で使用できるものとする。

(1) 委託業務に必要な光熱水費

(支給材料)

第18条 甲は、委託業務の実施に必要があると認める場合は、乙に対して支給材料を提供するよう努めるものとする。

2 乙は、甲から支給材料の提供を受けた場合は、業務担当者に責任を持ってこれらを使用させなければならない。

(貸与品)

第19条 甲は、委託業務の実施に必要があると認める場合は、乙に対して貸与品を貸与するよう努めるものとする。

2 乙は、甲から貸与品の貸与を受けた場合は、業務担当者に責任を持ってこれらを使用させなければならない。

(資機材置場等)

第20条 甲は、委託業務の実施に必要があると認める場合は、乙に対して資機材置場等を提供するよう努めるものとする。この場合において、行政財産の使用料は免除とする。

2 乙は、甲から資機材置場等の提供を受けた場合は、業務担当者に責任を持ってこれらを使用させなければならない。

(委託業務内容の変更)

第21条 甲は、必要があるときは、委託業務内容の変更を乙に通知して、委託業務内容を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、変更契約を締結することにより業務委託料を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(事情変更による業務委託料の変更)

第22条 委託業務期間内にインフレーションその他の予期することのできない特別の事情により賃金又は物価に著しい変動を生じ業務委託料が著しく不相当となったときは、甲乙協議して変更契約を締結することにより業務委託料を変更するものとする。

(臨機の措置)

第23条 乙は、委託業務の実施に必要と認めるときは、甲の指示を受け、又は甲乙協議して、現場の状況に応じた臨機の措置を講じなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、乙の判断によって臨機の措置を講じるものとする。

2 前項の場合において、乙は、講じた措置の内容を遅滞なく甲に報告しなければならない。

3 甲は、委託業務上特に必要があると認めるときは、乙に対し臨機の措置を講じることを請求することができる。

4 乙が、第1項又は前項の規定により臨機の措置を講じた場合において、当該措置に要した経費のうち、業務委託料の範囲内に含めることが相当でないと認められる部分については、甲がこれを負担する。

(損失負担)

第24条 乙は、委託業務の実施について甲に損害を与えたときは、直ちに甲に報告し、損害を賠償しなければならない。

2 乙は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、直ちに甲に報告し、乙の負担において賠償するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由によるときはその限度において甲の負担とする。

3 乙は、乙の責めに帰さない事由による損害については、第1項又は前項の規定による賠償の責めを負わない。

(甲の契約解除権)

第25条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由がなく、契約上の業務を履行せず、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 第4条又は第5条第1項の規定に違反したとき。
- (3) 第15条に規定する甲の指示に従わないとき。
- (4) 前各号のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (5) 第29条に規定する事由によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (6) 甲において、乙又はその代理人若しくは使用人がこの契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条に違反する行為又は刑法（昭和40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条に違反する行為をしたと認められるとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したときは、既履行部分に相当する代金を支払わなければならない。

3 乙は、第1項の規定により契約が解除されたときは、業務委託料の10分の1に相当する金額を違約金として甲に支払わなければならない。

（暴力団の排除）

第26条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
  - ア 暴力団員を役員等（乙が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、乙が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
  - イ 暴力団員を雇用すること。
  - ウ 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
  - エ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
  - オ 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
  - カ 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
  - キ 暴力団若しくは暴力団員であること又はアからカまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は、違約金として業務委託料の10分の1に相当する金額を甲に支払うものとする。

第27条 乙が第25条第1項第6号に該当する行為をしたと認めたときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、乙は、甲に賠償金として業務委託料の10分の2に相当する金額を支払わなければならない。

第28条 甲は、委託業務が完了するまでの間は、第25条及び第26条に規定する場合のほか必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 第25条第2項の規定は、前項の規定によりこの契約を解除した場合に準用する。
- 3 乙は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、これにより甲に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(乙の契約解除権)

第29条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 第21条の規定により業務の内容を変更したため、業務委託料が3分の2以上減少したとき。

(2) 甲がこの契約に違反し、それにより委託業務を完了することが不可能となったとき。

- 2 第25条第2項の規定は、前項の規定によりこの契約が解除された場合に準用する。
- 3 甲は、第1項の規定により契約が解除された場合において、これにより乙が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

(委託業務期間の満了又は契約解除に伴う措置)

第30条 乙は、委託業務期間の満了又は契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第13条第2項の検査合格部分に使用されているものを除き、甲に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料を乙の故意又は過失により滅失若しくは毀損したとき、又は検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 2 乙は、委託業務期間の満了又は契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品を乙の故意又は過失により滅失若しくは毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 3 乙は、委託業務期間の満了又は契約が解除された場合において、資機材置場等に乙が所有する業務機械器具、仮設物その他の物件があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、資機材置場等を修復し、原状に復してから甲に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は資機材置場等の修復及び原状の回復を行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、資機材置場等を修復及び原状の回復を行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は修復及び原状の回復について異議を申し立てることができず、また、甲の処分又は修復及び原状の回復に要した費用を負担しなければならない。

(遅延利息の徴収)

第31条 乙の責めに帰すべき理由により、乙がこの契約に基づく損害賠償金又は違約金を指定の期間内に支払わないときは、甲は、未払金額に対し、遅延日数に応じ契約締結日現在において鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第120条第1項に規定する率の遅延利息を乙より徴収することができる。

- 2 甲の責めに帰すべき理由により、甲がこの契約に基づく第16条の規定による業務委託料又は損害賠償金を指定の期間内に支払わないときは、乙は、未払金額に対し、遅延日数に応じ年契約締結日現在において鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第120条第1項に規定する率の遅延利息を甲に請求することができる。

(賠償金等の徴収)

第32条 乙がこの契約に基づく損害賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないとき

は、甲は、その支払わない額に前条の利息を付した額と、甲の支払うべき業務委託料を相殺するものとし、不足があるときは追徴する。

(紛争の解決)

第33条 この契約の各条項において甲と乙が協議して定めるものにつき協議が整わなかった場合において、甲が定めたものに乙が不服があるときその他契約に関して甲乙間に紛争を生じたときは、甲及び乙は、協議の上調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、甲乙協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは甲乙折半し、その他のものは甲乙それぞれが負担する。

2 前項の規定にかかわらず、業務責任者及び業務担当者の業務の実施に関する紛争については、第11条第2項の規定により乙が決定を行った後又は乙が決定を行わずに同条第2項の期間が経過した後でなければ、甲又は乙は、前項のあっせん又は調停の手続きを請求することができない。

3 第1項の規定にかかわらず、甲又は乙は、必要があると認めるときは、同項に規定する手続前又は手続中であっても同項の甲乙間の紛争について民事訴訟法（平成8年法律第109号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

(補則)

第34条 この契約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、必要に応じて甲と乙が協議して定めるものとする。



別紙

各会計年度における業務委託料の支払限度額

会 計 年 度	支 払 限 度 額
平成30年度	金 円
平成31年度	金 円
平成32年度	金 円
平成33年度	金 円
平成34年度	金 円

## 別記 1

### 個人情報取扱業務契約特記事項

#### (個人情報の取扱い)

第1 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務を処理するために知り得た個人情報の内容を、他に漏らしてはならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いを伴う業務に従事している者又は従事していた者が、当該契約による業務を処理するために知り得た個人情報の内容を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約による契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

#### (目的外収集・利用の禁止)

第3 乙は、この契約による業務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、当該業務の目的の範囲内で行うものとする。

#### (第三者への提供制限)

第4 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

#### (再委託の禁止)

第5 乙は、この契約による業務の処理を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲が書面により承諾した場合は、この限りでない。

#### (複製、複写の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

#### (個人情報の適正管理)

第7 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等を毀損し、又は滅失することのないよう、当該個人情報の適正な管理に努めなければならない。

#### (提供資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

#### (事故報告義務)

第9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等の内容を漏えいし、毀損し、又は滅失した場合は、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

#### (契約解除及び損害賠償)

第10 甲は、乙が個人情報取扱業務契約特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

## 別記2

## 支払計画表

支 払 請 求 日	支 払 金 額
平成30年度6月期点検業務に係る 検査合格後	金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金 円)
平成30年度9月期点検業務に係る 検査合格後	金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金 円)
平成30年度12月期点検業務に係る 検査合格後	金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金 円)
平成30年度3月期点検業務に係る 検査合格後	金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金 円)
平成31年度6月期点検業務に係る 検査合格後	金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金 円)
平成31年度9月期点検業務に係る 検査合格後	金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金 円)
平成31年度12月期点検業務に係る 検査合格後	金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金 円)
平成31年度3月期点検業務に係る 検査合格後	金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金 円)
平成32年度6月期点検業務に係る 検査合格後	金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金 円)
平成32年度9月期点検業務に係る 検査合格後	金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金 円)
平成32年度12月期点検業務に係る 検査合格後	金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金 円)
平成32年度3月期点検業務に係る 検査合格後	金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金 円)

(次頁に続く)

## 支払計画表

支 払 請 求 日	支 払 金 額
平成33年度6月期点検業務に係る 検査合格後	金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金 円)
平成33年度9月期点検業務に係る 検査合格後	金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金 円)
平成33年度12月期点検業務に係る 検査合格後	金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金 円)
平成33年度3月期点検業務に係る 検査合格後	金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金 円)
平成34年度6月期点検業務に係る 検査合格後	金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金 円)
平成34年度9月期点検業務に係る 検査合格後	金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金 円)
平成34年度12月期点検業務に係る 検査合格後	金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金 円)
平成34年度3月期点検業務に係る 検査合格後	金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金 円)